

(内閣委員会)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二

号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を接近禁止命令等における禁止行為として追加する。
- 二、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。